

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 〇〇〇〇 外92名

被告 国

準備書面(22) 口頭弁論要旨

2019年5月20日

長崎地方裁判所民事部合議 A 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 吉 田 良 尚

第1 宮崎礼壹元内閣法制局長官の陳述書(甲 B 第72号証。)を説明した準備書面22を簡潔に陳述することにします。

1 宮崎元長官は、この陳述書において、「本訴訟のポイントはいわゆる新安保法制法が憲法9条に違反していることが一見して明白とみるべきかどうかであると思われる。」といわれています。

そして、宮崎元長官は、約22年間内閣法制局に勤務し、憲法9条に関わる法改正作業や国会答弁事務に従事してきた立場から、PKO法等に基づく自衛隊の海外派遣活動は憲法上許容されること等の判断を示してきたことについて今でも間違っていなかったと考えているが、そのような立場からしても、今回の安保法制は、憲法改正の手続きを踏むことなく、集団的自衛

権行使の容認に転換した点において、「一見して明白に」憲法 9 条に違反するものと考えざるを得ないとされ、その理由を 3 点あげておられます。

2 第 1 の理由は、憲法 9 条の文言に明白に違反するということです。

(1) 憲法 9 条 1 項の「国際紛争を解決手段としては」という文言に、個別的自衛権行使の一部を合憲と解釈しうる僅かな余地があったが、集団的自衛権を行使した場合には、我が国は当該武力攻撃をした国に対し新たな武力攻撃をすることとなり、その国との間で武力抗争状態を新たに発生させることになる。これが、「国際紛争を解決する手段としての武力行使」を放棄している憲法 9 条 1 項に正面から違反することは一見して明らかではないかということです。

(2) 現在自衛隊は、我が国の国民・国土を外国の武力攻撃から守るための最小限度の実力組織という限度で辛くもその合憲性が認められているといえるが、「他国防衛のための軍事的実力」の保持ということになれば、そのような理屈付けがそもそも当てはまらないことになってしまいます。したがって、そのような自衛隊の「実力」は端的に 9 条 2 項で保持しないとされている「戦力」という評価を免れず、この点でも、明白に憲法に違反すると言わなければならないと述べておられます。

3 第 2 の理由は、戦後、集団的自衛権行使は違憲であるとの解釈は、政府・国会によって現実の解釈運用の中でも長期にわたり確認され、日本国家として確立した 9 条解釈になっていたということです。

(1) 安倍政権は、従来政府解釈との関係について、昭和 47 年 10 月 14 日政府意見書を代表とする従来憲法解釈と矛盾するものではないと終始主張し続けました。しかしながら、現行憲法成立後それまで政府は一貫して集団的自衛権行使については違憲との立場をとり、それは国会の受容と相まって、日本国国家としての確立した 9 条解釈となっていたのです。安倍政権の「今次安保法制は従来政府解釈の論理的範囲内」で

あるという説明が虚偽であることは、動かしようのないところであって、憲法成立以来の憲法実践にも明白に反するものです。

(2) 昭和 47 年政府意見書の要点は（国際紛争解決の手段としての）武力行使の放棄とすべての戦力保持禁止を定めた 9 条の下では、政府に許される武力行使とは、ぎりぎり、我が国自身が武力攻撃に直接さらされた場合に限らざるを得ないのであり、他国を防衛するために武力を行使することは一律にその範囲を超える、すなわち集団的自衛権の行使は論理の問題として憲法 9 条に完全に違反すると言っている点にあるのです。

(3) この政府意見書の結論とそこに至る論理を見るだけで、集団的自衛権は他国防衛権であって我が国に対する武力攻撃に対処するものではないのですから、全面行使ならどうだとか部分行使ならこうだとか論ずる余地がなく、集団的自衛権については一貫して例外を許さないもので、論理的に 9 条違反と考えざるを得ないと言っていたことが分かるはずです。

(4) また、これらの意見は政府見解と呼ばれることが多いのですが、そのほとんど全ては国会において自衛隊の規模・権限等に関連する内閣提出法案審議あるいは予算審議の過程で表明されたもので、国会は、これを前提として法案を成立させ、あるいは予算を承認しています。その意味で、個別的自衛権合憲・集団的自衛権違憲の憲法解釈は、我が国が国家として採用してきた「政府」及び「国会」の共通の見解だったのです。

(5) このように、集団的自衛権違憲は、我が国の国家としての国民への確立した誓約となっており、これが我が国の戦後一貫した 9 条解釈の構造であり、昭和 47 年政府意見書の根幹なのです。

4 第 3 の理由は、「存立危機事態」の建付けの致命的な不明確性ということなのです。

(1) 「存立危機事態」とは、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及

び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と説明され、それによっていかにも限定されているようであるけれども、実は何一つ限定になっていないと言わざるを得ないのです。

また、安保法制ではこの「存立危機事態」が決め台詞のようになっていますが、あちらこちらで安全保障関連諸法との整合性に疑問が生じていることも指摘されています。例えば、自衛隊法 76 条の「切迫事態」や重要事態法 2 条 2 項の「重要影響事態」では武力行使が禁止されていることとの不可解な関係です。つまり、現行法制において、「切迫事態」や「重要影響事態」では個別的自衛権の発動としての武力行使はまだ許されないのに、外国への武力攻撃があったときにはその攻撃国への自衛隊による武力攻撃は許されるという倒錯に陥っているとしか言えないところがあるのです。

(2) また、安倍政権は集団的自衛権行使の「新 3 要件」があるから、9 条を逸脱することはないと強調しますが、わが国独自の主体的な「限定的」要件判断というものは、もともといずれも無理だと言わざるを得ないと言われておられます。

第 1 要件中の「他国に対する武力攻撃の発生」を日本政府が主体的に判断できるということがまず措信し難いということです。情報は要請国からの情報によらざるを得ませんし、ことは緊急を要するのです。結局これらすべての事実判断は要請国の言いなりにならざるを得ないでしょう。

第 2 要件中の「他に適当な手段がない」というのは、我が国が主体的に判断できる状況にあれば要件たりうるでしょうが、集団的自衛権の場合、主人公は我が国に対して集団的自衛権行使の要請をしてきた国であって、その判断は、もっぱらその被攻撃国が行うことになるでしょう。

第 3 要件の、「必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと」についても、全く同じで、当該被攻撃国は、フルスペックの武力行使を展開するかもしれないのに、自衛隊は必要最小限度のところでやめておく、などとい

うことが、「戦争」の最中にできるでしょうか。到底期待しがたいと言わなければなりません。

(3) このように、「存立危機事態」概念をはじめとする「新3要件」の曖昧さ・無限定性は致命的であり、それ自体安保法制の違憲性を構成すると言わざるを得ないと述べておられます。

5 そして、最後に国際法における集団的自衛権自体、特殊な歴史的背景から生まれた、妥協的かつ暫定的なものであることに留意する必要があり、第2次世界大戦への深い反省に立って現行憲法を手にした我が国としては、集団的自衛権のような私的解決手段を採ったりすることに血道を上げるのではなく、むしろそれを縮小・消滅に向かわせるように努力すべきものと信じて結んでおられます。